

# 平成21年度予算概算決定の概要 (企業参入支援総合対策)

平成20年12月

農 林 水 産 省

経 営 局 構造改善課  
金融調整課  
生 産 局 技術普及課  
農村振興局 農地資源課

# 企業参入支援総合対策（拡充）

【平成21年度概算決定額：103,528(410,785)千円ほか】

## 対策のポイント

農業経営に意欲的な企業等の農業参入を促進するため、総合的な支援を行います。

### （参入状況）

平成20年9月現在、全国155市町村において320法人が農業参入

### （参入事例）

#### 〈事例1〉

[参入場所]	鳥取県江府町
[参入法人]	建設業者
[経営内容]	遊休農地9.8haにおいてブルーベリーを栽培
[地域への効果]	ジャム等の加工は外部に委託、観光農園も開園 遊休農地の解消、雇用の確保、良好な景観形成にも貢献

#### 〈事例2〉

[参入場所]	石川県七尾市
[参入法人]	水産加工品製造業者
[経営内容]	遊休農地等12.6haにおいてタマネギ、キャベツ等を栽培
[地域への効果]	地域住民等によるネットワークが組織され、参入に協力 遊休農地の解消、雇用の確保、地域の活性化にも寄与

## 政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増  
156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

### 〈内容〉

#### 1. 農業参入促進のための相談活動などの支援

農業参入促進のための研修会、情報収集等、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援全国推進事業 15,766(17,818)千円】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

#### 2. 農地の利用調整活動等に対する支援

農業参入の促進を図るため、企業等に対して参入意向等を把握し、その掘り起こし及び参入に必要な情報提供並びに参入希望のある企業等や参入した企業等の規模拡大に対して農地の利用調整活動等を支援するとともに、参入事例を収集し、その情報の提供等を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 13,047(13,593)千円】

【強い農業づくり交付金(特定法人等農地利用調整緊急支援) 24,416,267(24,913,846)千円の内数】

[担当課：経営局構造改善課(03-6744-2152(直))]

### 3. 農地貸付の支援（拡充）

農業経営に意欲的な企業等の農業参入を促進するため、特定法人（目標年度までに特定法人となることが確実な法人を含む。）が利用する農地の簡易な土地基盤整備を支援します。

また、平成21年度からは、特定法人が規模拡大等する際に必要となる、新規作物導入に係る栽培技術の習得、加工品開発、販路開拓等の活動に対し支援します。

【補助率：1/2以内】

【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

【企業等農業参入支援推進事業（特会） 74,715 (379,374) 千円】

[担当課：経営局構造改善課（03-3502-6444（直））]

### 4. 生産技術の支援

企業等が安定的に経営発展できるよう、営農計画や農業生産技術等の濃密な指導を行う普及組織の活動を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県（普及組織）】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

【強い農業づくり交付金（新技術活用優良農地利用高度化支援） 24,416,267(24,913,846)千円の内数】

[担当課：生産局技術普及課（03-3501-3769（直））]

### 5. 施設整備等の支援

#### （1）遊休農地の土地条件整備

遊休農地の改良に必要な土地基盤整備に対し支援し、企業等による農地の有効利用及び地域の振興を図ります。

【補助率：定額】

【事業実施主体：市町村、農協、公社】

【事業実施期間：平成19年度～】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34,915,106(30,545,509)千円の内数】

[担当課：農村振興局農地資源課（03-6744-2442（直））]

#### （2）基盤整備を契機とした耕作放棄地解消・発生防止に対する支援（拡充）

基盤整備を契機に解消された耕作放棄地を担い手が面的に集積する場合の促進費を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農協、民間団体等】

【事業実施期間：平成20年度～】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 34,915,106(30,545,509)千円の内数】

[担当課：農村振興局農地資源課（03-3502-6277（直））]

#### （3）農業用機械・施設整備等に係る融資

一定の要件を満たす新設の農業参入法人に対し、農業用機械・施設を取得するのに必要な資金として、農業近代化資金、経営体育成強化資金を融通します。

【融資機関：農協等民間金融機関、(株)日本政策金融公庫】

【貸付金利：1.7%(H20/12/18) 現在】

【貸付限度額：1.5億円】

[担当課：経営局金融調整課（03-6744-2165（直））]

### 6. 農業用機械のコスト縮減の支援（新規）

高性能な農業用機械や広域での農業用機械のレンタルビジネスの確立を支援し、農業用機械に係るコスト縮減を図ります。

【補助率：定額、1/2以内】

【事業実施主体：民間団体等】

【事業実施期間：平成21年度～】

【農業支援ニュービジネス創出推進事業 424,000(0)千円の内数】

[担当課：生産局技術普及課（03-6744-2107（直））]

# 企業参入支援総合対策

企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、参入希望企業等への各種情報提供、農地利用調整活動、農地の条件整備及び施設整備等の支援など、総合的な支援を実施

フェーズ

基礎的情報収集段階

参入検討段階

協定締結段階

就農準備段階

営農段階

企業

企業

企業

NPO

NPO

農業参入促進のための相談活動などの支援

[企業等農業参入支援  
全国推進事業(継続)]

特定法人貸付事業制度の普及啓発及び参入を目指す企業等に対する個別相談を実施



◎研修会の開催

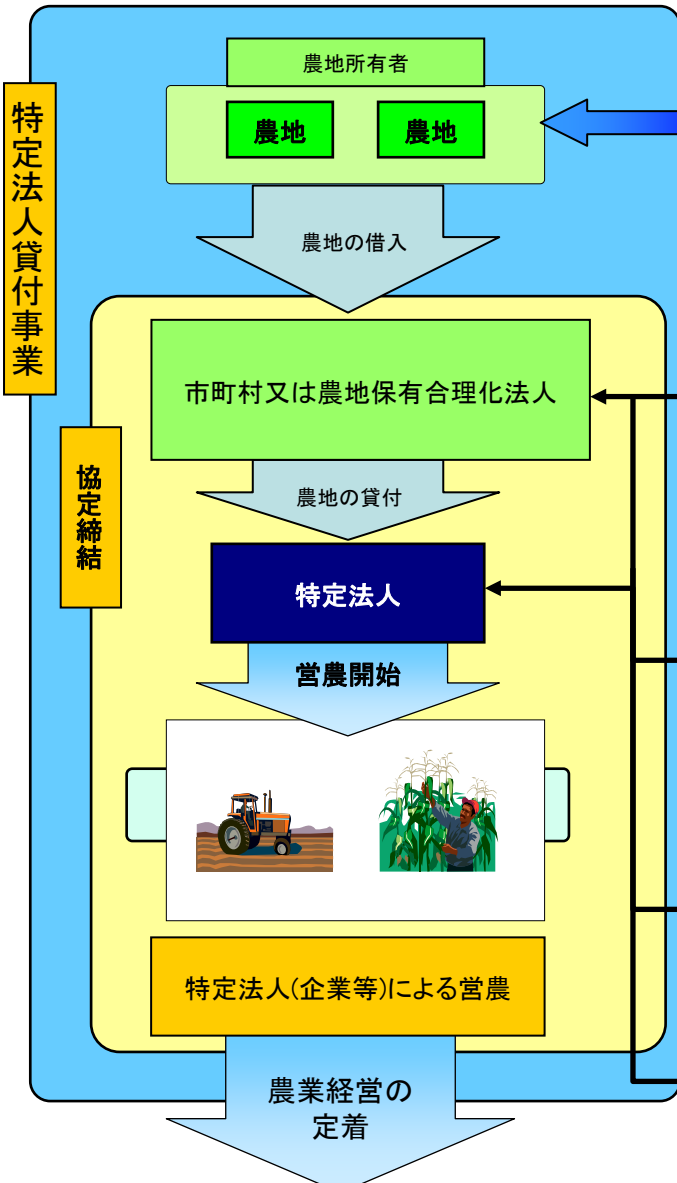
農地法等の法制度や特定法人貸付事業の仕組み等を習得するための研修会を実施

◎情報収集等活動

企業等の参入事例等情報収集やパンフレット等による制度の推進活動を実施

◎個別相談活動

農業参入を目指す企業等に対する個別相談を実施



農地の利用調整活動等に対する支援

[特定法人等農地利用調整緊急支援事業(継続)  
[強い農業づくり交付金(特定法人等農地利用調整緊急支援)(継続)]

参入企業等の掘り起こし、参入に必要な情報の提供及び農地の利用調整活動等の支援

農地貸付の支援

[企業等農業参入支援推進事業(拡充)]

簡易な土地基盤整備の支援  
平成21年度からは、参入企業等が規模拡大等の際に必要となる活動に対しても支援

生産技術の支援

[強い農業づくり交付金(新技術活用優良農地利用高度化支援)(継続)]

営農計画策定、作付け計画、生産技術等の支援

施設整備等の支援

[農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)  
[日本政策金融公庫資金等]

農業用機械・施設の整備等に係る初期投資の軽減

農業用機械のコスト削減の支援

[農業支援ニュービジネス創出推進事業(新規)]

農業用機械レンタルビジネスの確立を通じて、農業用機械に係るコスト削減を支援

国内農業の体質強化に向けた取組みをスピード感を持って推進

「企業等の農業参入法人数を5年で3倍増」

平成22年度 500法人を実現

## 企業等農業参入支援全国推進事業（継続）

【平成21年度概算決定額：15,766(17,818)千円】

### 対策のポイント

農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、相談活動など総合的な支援を行います。

#### （参入状況）

平成20年9月現在、全国155市町村において320法人が農業参入

#### （参入事例）

##### ＜事例1＞

[参入場所] 鳥取県江府町  
[参入法人] 建設業者  
[経営内容] 遊休農地9.8haにおいてブルーベリーを栽培  
[地域への効果] ジャム等の加工は外部に委託、観光農園も開園  
遊休農地の解消、雇用の確保、良好な景観形成にも貢献

##### ＜事例2＞

[参入場所] 石川県七尾市  
[参入法人] 水産加工品製造業者  
[経営内容] 遊休農地等12.6haにおいてタマネギ、キャベツ等を栽培  
[地域への効果] 地域住民等によるネットワークが組織され、参入に協力  
遊休農地の解消、雇用の確保、地域の活性化にも寄与

### 政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増  
156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

#### ＜内容＞

農業参入促進のための研修会、情報収集等、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援します。

#### （1）農業参入促進のための研修会

農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施します。

#### （2）情報収集等活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供します。

#### （3）個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3502-6444（直））]

# 企業等農業参入支援全国推進事業

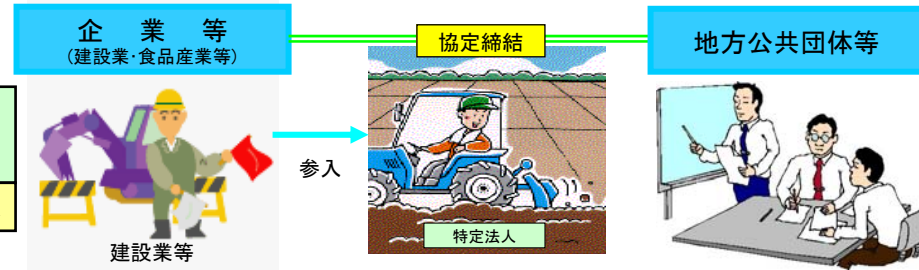
## ◎企業等の農業参入

意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進の一環として、農業生産法人以外の株式会社等の法人が、特定法人貸付事業により農業へ参入する仕組みを展開【農業経営基盤強化促進法の改正】

特定法人貸付事業による企業等の参入状況（平成20年9月1日現在）

合計	参入法人数（営農を開始した法人数）						借受面積
	組織形態別			業種等別			
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	
320法人	170法人	85法人	65法人	106法人	67法人	147法人	950.1 ha

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ



## 活動内容

特定法人貸付事業による建設業・食品産業など企業等の農業参入の円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援するため、研修会、情報収集、個別相談等の支援活動を実施

### ○ 農業参入促進のための研修会

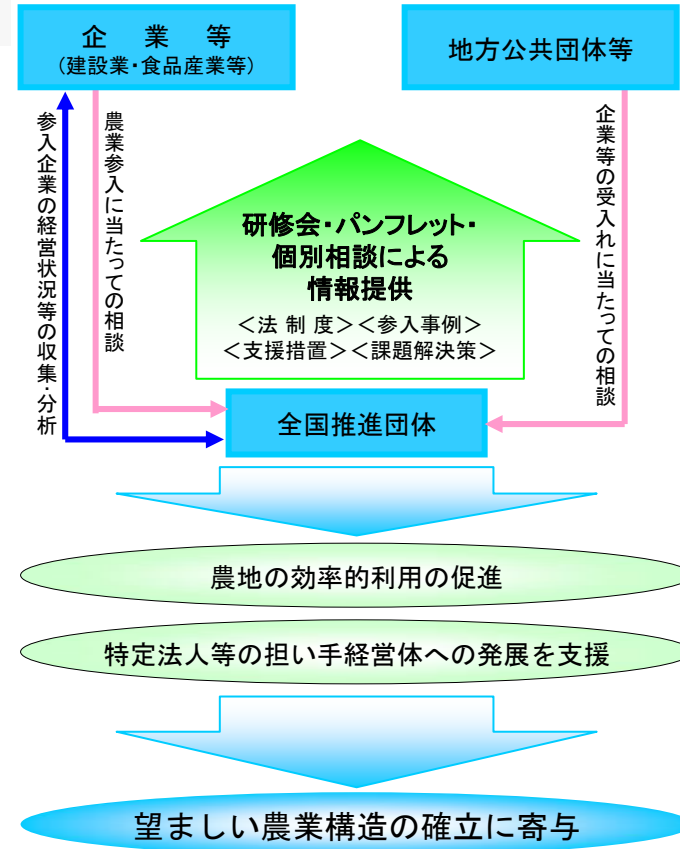
農地法等の法制度、特定法人貸付事業の仕組み、参入及び経営発展の方策等を習得するための研修会を実施

### ○ 情報収集等活動

特定法人貸付事業による参入企業の営農体制、農作物栽培状況、経営状況等を収集・分析するとともに、特定法人貸付事業の普及・啓発を図るためのパンフレット等を作成し、新規参入の取組事例、支援措置等の各種情報を企業等へ提供

### ○ 個別相談活動

農業経営への参入意向を持つ企業等や、企業等の受入意向を持つ市町村等との個別相談を実施し、農業参入や企業受入に当たっての課題の具体的な解決策を提供



## 特定法人等農地利用調整緊急支援事業（継続）

【平成21年度概算決定額：13,047（13,593）千円】

### 対策のポイント

企業等の農業参入に当たり、農業委員会が実施した活動事例等を全国農業会議所で収集・分析し、農業委員会系統組織へ提供していきます。

#### （企業等の農業参入の状況）

- ・ 農業に参入した企業等は、平成20年9月1日現在、155市町村で320法人となっており、業種別では、建設業、食品産業をあわせ全体の約5割（169法人）を占めています。  
また、営農類型別にみると、野菜が124法人と最も多く、次いで複合63法人、米麦等56法人の順となっています。
- ・ 参入企業等に貸し付けられている農地は950.1haで、うち約6割が遊休農地又は遊休化するおそれのある農地であり、企業等の参入が遊休農地の解消・発生防止につながっています。

### 政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人（17年度末） → 500法人（22年度）

#### <内容>

#### ○ 企業等の農業参入に係る農地の利用調整活動

企業等の円滑な農業参入を図るため、参入時における農業委員会の農地利用調整活動の事例等を全国農業会議所でデータベース化し、農業委員会系統組織へ提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2152（直））]

# 強い農業づくり交付金

## － 経営力の強化（構造改善課分）－

【平成21年度概算決定額：24,416,267（24,913,846）千円の内数】

### 対策のポイント

農業生産を核とした加工、流通、販売等への取組を通じたアグリビジネス（創造的高付加価値農業）等に意欲的に取り組む経営体を支援します。また、農業委員会による農地の利用調整及び優良農地の確保のための取組等を支援します。これにより、認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地の利用集積の加速化を図ります。

### （農業構造の展望とは）

「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにしたものです。

食料・農業・農村基本計画（17年3月閣議決定）と併せて提示しており、平成27年における望ましい姿として、効率的かつ安定的な農業経営が家族農業経営で33万～37万程度、集落営農経営で2～4万程度、法人経営で1万程度となることを展望しています。

## 1. 担い手の育成・確保

### 政策目標

#### 担い手の育成・確保

<平成19年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

### <内容>

#### ○ 整備（ハード）事業（経営構造対策）（継続）

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援します。※新規採択は、担い手育成緊急地域等が対象です。

【交付率：定額（1／2以内等）】

【事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等】

## 2. 担い手への農地利用集積の促進

### 政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上	
<平成17年>	<農業構造の展望（平成27年）>
約4割	→ 7～8割程度

## <内容>

### ○ 推進（ソフト）事業（継続）

#### ① 集落農地利用調整

集落の合意形成に向けた戸別訪問による農地のあっせん活動及び集落の農地利用調整のための計画づくり並びに農用地利用規程の作成支援等、**集落営農の組織化・法人化を推進**します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

#### ② 特定法人等農地利用調整緊急支援

地域の建設業者や食品産業等の企業が円滑に農業に参入できるよう企業の参入意向を把握し農業参入に必要な情報を提供するとともに、**参入希望のある企業等**に対し農地の利用調整活動を実施します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

#### ③ 優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）

農業委員会による農地の利用調整活動を踏まえ、普及組織と連携し**遊休化が解消された農地を優良農地として定着させ遊休化の再発防止**を図ります。

【交付率：定額】

【事業実施主体：農業委員会】

#### ④ 連携強化推進体制整備

都道府県及び地域段階の農業委員会系統組織と関わりのある農業団体との連携強化に向け**情報の共有化等の活動**に対し支援します。

【交付率：定額（1／2以内）】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3741（直））]

## 企業等農業参入支援推進事業（拡充）

【平成21年度概算決定額：74,715(379,374)千円】

### 対策のポイント

農業経営に意欲的な企業等の農業参入を促進するため、ニーズの高い技術習得等への支援を行います。

#### （参入状況）

平成20年9月現在、全国155市町村において320法人が農業参入

#### （参入事例）

##### 〈事例1〉

[参入場所] 鳥取県江府町  
[参入法人] 建設業者  
[経営内容] 遊休農地9.8haにおいてブルーベリーを栽培  
[地域への効果] ジャム等の加工は外部に委託、観光農園も開園  
遊休農地の解消、雇用の確保、良好な景観形成にも貢献

##### 〈事例2〉

[参入場所] 石川県七尾市  
[参入法人] 水産加工品製造業者  
[経営内容] 遊休農地等12.6haにおいてタマネギ、キャベツ等を栽培  
[地域への効果] 地域住民等によるネットワークが組織され、参入に協力  
遊休農地の解消、雇用の確保、地域の活性化にも寄与

### 政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

#### 〈内容〉

農業経営に意欲的な企業等の農業参入を促進するため、特定法人(目標年度までに特定法人となることが確実な法人を含む。)が利用する農地の簡易な土地基盤整備を支援します。

また、平成21年度からは、特定法人が規模拡大等する際に必要となる活動を支援します。

#### (1) 簡易な土地基盤整備への支援

障害物除去、整地、有機物投入等簡易な土地基盤整備に対し支援し、農地を営農可能な状態へ回復するとともに、営農の早期定着を図ります。

#### (2) 規模拡大等への支援(拡充)

特定法人が規模拡大等する際に必要となる、新規作物導入に係る栽培技術の習得、加工品開発、販路開拓等の活動に対し支援します。

【補助率：1/2以内】

【事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人】

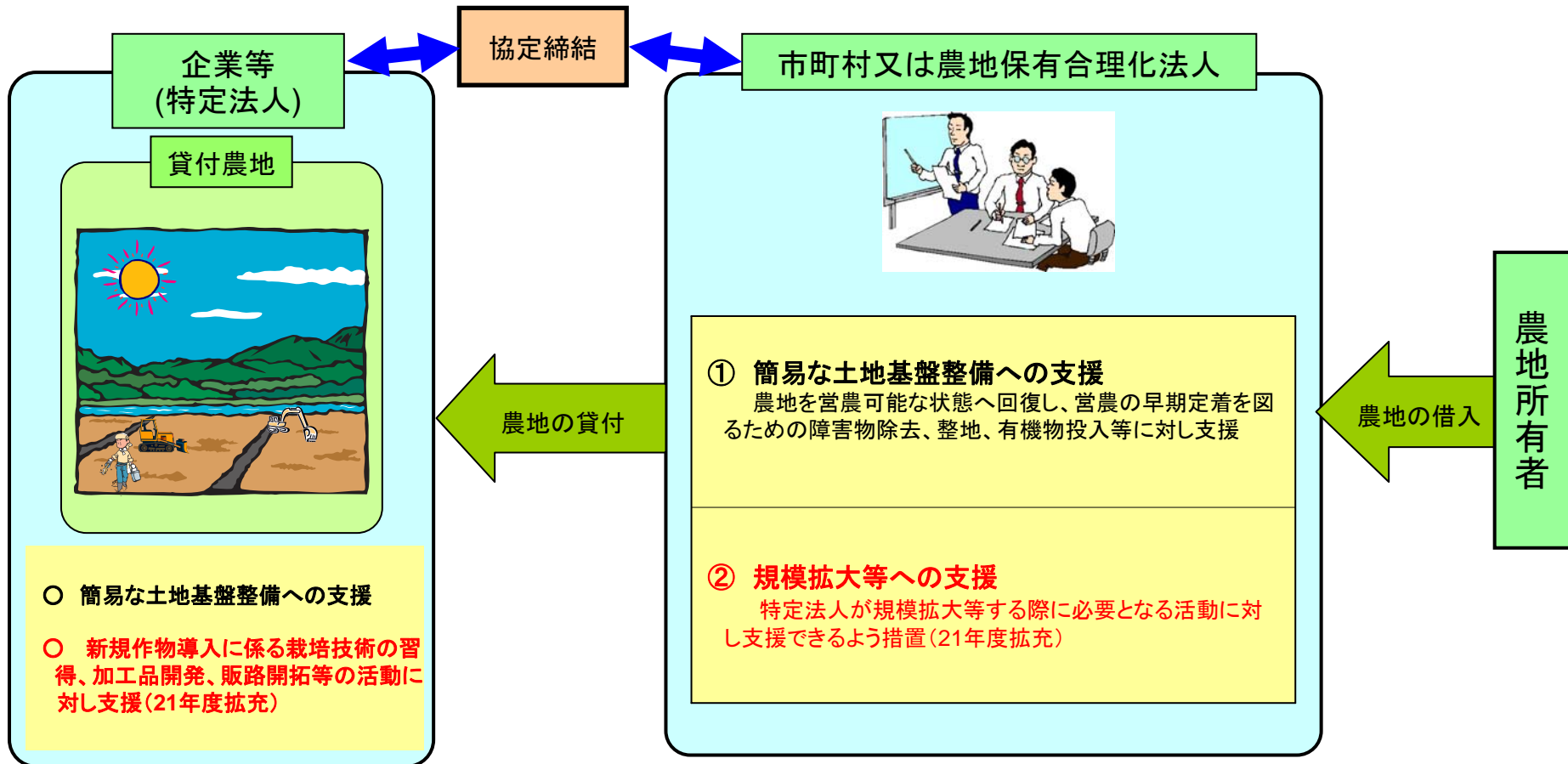
【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3502-6444(直))]

# 企業等農業参入支援推進事業(拡充)

企業等が農業参入する場合に必要な、障害物除去・整地・有機物投入等簡易な土地基盤整備に対し支援

平成21年度から、特定法人が規模拡大等する際に必要となる、新規作物導入に係る栽培技術の習得、加工品開発、販路開拓等の活動に対し支援



## 新技術活用優良農地利用高度化支援

【強い農業づくり交付金のうち新技術活用優良農地利用高度化支援  
24,416(24,914)百万円の内数】

### 対策のポイント

優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

#### (新技術を導入した事例)

- ・ [取組課題] 耕作放棄地を活用した周年放牧への取組  
[活動内容] シバの生育調査及び調査結果の応用により、果樹廃園7.3haをシバ草地化し、放牧。  
電牧柵を導入しイタリアンライグラス草地放牧の実証試験。  
[地域への効果] 自宅近くの耕作放棄地や雑木林を利用した放牧と水田の耕作放棄地を利用した周年放牧で労力の軽減と増頭に寄与。
- ・ [取組課題] 省力機械化の確立によるらっきょう栽培規模拡大支援  
[活動内容] らっきょうの植付機の改良・活用による省力化を実証。  
[地域への効果] 参入企業は植付機の導入を検討し、規模拡大を目指す。

### 政策目標

【全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上】

<平成17年> <農業構造の展望(平成27年)>  
約4割 → 7~8割程度

【企業等の農業参入法人数を5年で3倍増】

<平成17年度末> <平成22年度>  
156法人 → 500法人

#### <内容>

##### 1. 遊休農地の解消のための普及活動

遊休農地の解消に必要な小規模移動放牧、鳥獣害対策等の実証展示、技術指導を実施します。

##### 2. 耕地の利用率の向上のための普及活動

規模拡大や作期競合の回避に必要な新たな作物や栽培方式の導入、地域に合った二毛作体系技術の実証展示、技術指導を実施します。

##### 3. 集積された農地の一体的利用のための普及活動

水稻の直播栽培や機械化体系の確立など大規模・低コスト生産技術の技術指導を実施します。

##### 4. 農業参入法人への農業技術・経営指導活動

農業参入法人の営農計画の策定支援や普及指導協力委員等による濃密な技術・経営指導を行い、安定的な経営発展を支援します。

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数  
交付率：定額  
事業実施主体：都道府県(普及組織)】

[担当課：生産局技術普及課(03-3501-3769(直))]

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（継続） ～ 遊休農地解消に対するきめ細かな支援 ～

【 34, 915（30, 546）百万円の内数】

## 対策のポイント

地域の実情を踏まえた遊休農地の多様な活用を促進するため、遊休農地の解消・再活用に向けた調査・調整活動、実践活動及び土地条件整備を支援。

### （遊休農地とは）

- ・ 遊休農地とは、法令上の用語で、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいいます（一般的には耕作放棄地と同様の意味で使われます）。

### （遊休農地の発生原因）

- ・ 遊休農地の発生原因をみると、「高齢化・労働力不足」によるものが最も多く、次いで、「農産物の価格の低迷」、「農地の受け手がいない」等となっています。

## 政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

### <内容>

#### 1. 地域活性化に向けたボランティア活動等への支援（遊休農地解消支援）

##### （1）指導・助言関係

市町村、農業委員会、その他農業関係団体に対する指導・助言、遊休農地解消対策に係る情報の収集、検討会の開催及び制度、施策等の啓発普及等を推進する取組を支援します。

##### （2）調査その他関係

市町村等が行う、次に掲げる取組を支援します。

- ① 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成
- ② 遊休農地再生利用に係るニーズ及び先進地事例調査、試験・実証展示圃場の設置
- ③ 援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動
- ④ 老朽ハウス等の再生活用
- ⑤ 上記を踏まえた検討会開催

#### 2. 地域活性化に向けた遊休農地の整備に対する支援（農地等補完保全整備等）

（1）多様な主体による遊休農地を利用した農業生産活動、市民農園の開設及び教育ファーム等多目的活用に必要な土地条件の整備を支援します。

（2）市町村等の事業実施主体が、農地所有者から借り受けた遊休農地を復旧し、他の農業者等に5年以上の利用権を設定する場合、事業実施主体に一定の経費を定額支援します。

### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 地方公共団体、農業団体、公社 等
2. 交付率 定額（定額、1/2以内（ハードにあつては沖縄県2/3以内））
3. 事業実施期間 平成19年度～

[ 担当課：農村振興局農地資源課（03-6744-2442（直）） ]

**農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充）**  
～ 基盤整備を契機とした耕作放棄地解消・発生防止に対する支援に  
耕作放棄地面的集積促進支援を追加 ～

【平成21年度概算額 34,915（30,546）百万円の内数】

**対策のポイント**

農地、用排水施設、農道等の生産基盤について、耕地と耕作放棄地との一体的な整備を支援します。

- ・ 最も基礎的な生産基盤である農地が、転用・かい廃等により減少傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の解消・発生防止が急務となっています。
- ・ 耕作放棄の発生理由をみると、**基盤整備が進んでいない、土地条件が悪い**といった要因が**2割程度**を占めています。
- ・ 基盤整備済の地区では、平均よりも耕作放棄地の発生割合が著しく低く、基盤整備の実施により農地や農業用水を良好な営農条件を備えたものに整備することは、**耕作放棄地の発生防止に有効**であると考えられます。

**政策目標**

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

**<内容>**

耕作放棄地解消に向けた地域の取組をさらに推進するため、基盤整備を契機に解消された耕作放棄地を担い手が面的に集積する場合には、基盤整備と一体的に関連支援策を実施することにより、耕作放棄地の解消を図ります。

**<事業実施主体等>**

1. 事業実施主体 市町村、土地改良区、農業協同組合、数人共同して土地改良事業を行う者等
2. 交付率 定額（定額、50%（6法指定地域等55%、沖縄80%、奄美60%））

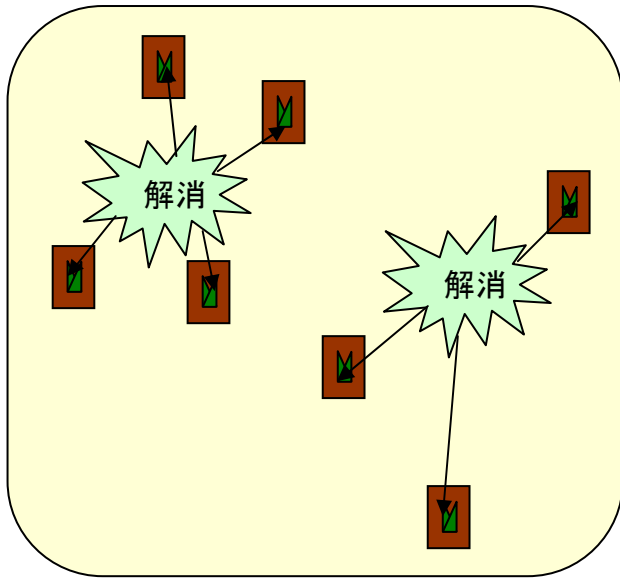
【担当】 農村振興局農地資源課

柵木・工藤 （03）6744-6277（直）

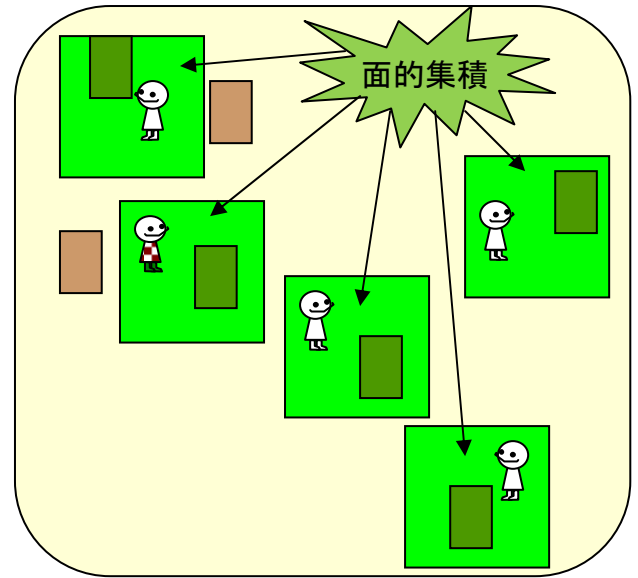
# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の拡充(非公共)

— 基盤整備を契機とした耕作放棄地解消・発生防止に対する支援に耕作放棄地面的集積促進支援を追加 —

## 事業実施前



## 事業実施後



解消した耕作放棄地を担い手に面的集積

受益面積に占める、担い手に面的集積される耕作放棄地の面積割合に応じた促進費を交付

## ハード事業

### 【事業内容】

基盤整備に関する支援

次に掲げる事業メニュー①～⑧のうち1以上を実施することとし、事業メニュー⑨～⑬は、①～⑧と一体的に実施

- ① 農業用排水施設 ② 農業用道路
- ③ 暗きょ排水 ④ 客土 ⑤ 区画整理
- ⑥ 農地造成 ⑦ 農用地保全
- ⑧ 土地改良施設保全 ⑨ 交換分合
- ⑩ 農業集落道 ⑪ 営農飲雑用水施設
- ⑫ 防災安全施設
- ⑬ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易整備

### 【実施要件】

- ・受益面積5ha以上であること  
(事業の受益に係る一定団地が5ha以上の場合には、5ha未満の受益面積でも事業実施可能)
- ・耕作放棄地を一定割合以上含むこと
- ・整備対象となる耕作放棄地に長期の耕作を義務付けること

### 【融資】

- ・一定割合以上の耕作放棄地が担い手に利用集積される場合には、ハード事業負担金の5/6以内の無利子融資を受けることができる

一体的に実施

## ソフト事業

### (1) 耕作放棄地解消支援<定額>

- ① 指導事業
- ② 調査・調整事業
- ③ 技術支援事業
- ④ 営農支援

### (2) 耕作放棄地面的集積促進支援(拡充)

受益面積に占める、担い手に面的集積される耕作放棄地の面積割合に応じた促進費を交付

※促進費の上限＝基盤整備に関する支援×助成割合下表のとおり

耕作放棄地面的集積面積	助成割合
受益面積の10%以上	7.5%
〃 9%以上10%未満	7.0%
〃 8%以上9%未満	6.0%
〃 7%以上8%未満	5.0%
〃 6%以上7%未満	4.0%
〃 5%以上6%未満	3.0%
〃 4%以上5%未満	2.0%

なお、促進費の算定対象となる耕作放棄地は、H20年度実施する全体調査で確認されたものとする。

### (3) 耕作放棄地活用推進支援<定額>

# 経営体育成強化資金の概要

## 【前向き投資と併せて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で融資します。

### 1. 借入対象者

農業を営む者（主業農業者（※）、認定就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

※ 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

### 2. 借入条件

#### （1）資金使途

##### 〔前向き投資資金〕

- ・農地又は牧野の改良又は造成
- ・農地又は採草放牧地の取得
- ・農地等の賃借権及び権利金等
- ・農機具、運搬用器具その他の施設の「賃借権」の取得（※）
- ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- ・家畜の購入又は育成
- ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ・農薬費その他の長期運転資金（※）
- ・集落営農組織が法人化するとき、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金

（注）※の資金借入者は、集落営農組織に限る。

##### 〔償還負担軽減資金〕

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

##### 〔民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金〕

- ・施設資金等及び農薬費その他の長期運転資金

（2）借入限度額：農業を営む個人1.5億円、法人（集落営農組織を含む。）5億円の範囲内で次の資金の合計額

#### ①前向き投資資金

貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

#### ②再建整備資金

農業を営む個人 1,000万円（特認：1,750万円、特定：2,500万円）

農業を営む法人 4,000万円

#### ③償還円滑化資金

経営改善計画期間中の5年間（特認10年間）において、支払われるべき

既往借入金等に係る負債の支払金の合計額（全部又は一部の一括借入れ可）

- ④民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金  
貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

(3) 借入金利：1.7%（平成20年12月18日現在）

(4) 償還期限：25年（うち据置期間3年（果樹の植栽・育成については10年、  
認定就農者が行う農地等取得については5年））以内

### 3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

### 4. 利用方法

融資を申し込まれる方は、最寄りの農林公庫等に、必要書類（※）を提出  
※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

### 5. 問い合わせ先

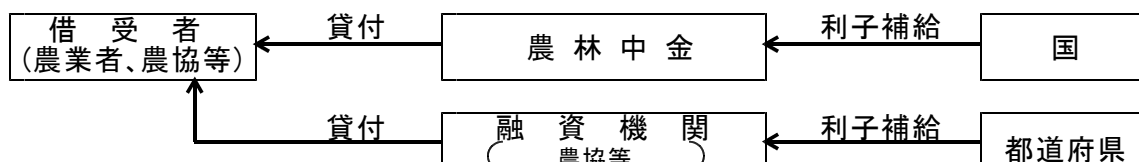
- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

# 農業近代化資金の概要

## 【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき昭和36年に創設）



### 1. 借入対象者

- ① 農業を営む者（認定農業者※1、認定就農者、主業農業者※2、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

※2 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

- ② 農協、農協連合会

- ③ ①～②及び地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

### 2. 借入条件

#### (1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・ 乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円

- ：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

- (3) 借入金利：1.7%（平成20年12月18日現在）

- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

- (5) 融資率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例：貸付限度額が個人1,800万円（法人3,600万円）までに限り、実質金利は償還期限に応じて1.35%～1.55%、融資率100%以内が適用。

なお、平成19～21年度に利子補給承認が行われた資金（500万円超）については、農山漁村振興基金からの助成により実質金利は0%。

※2 集落営農組織に対する特例：貸付限度額が3,600万円までに限り、融資率は100%以内が適用。

なお、平成20～21年度に利子補給承認が行われた資金（500万円超）については農山漁村振興基金からの助成により実質金利を最大2%引下げ。

### 3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

### 4. 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。



# 農業機械レンタルサービスの展開による生産コストの縮減

【農業支援ニュービジネス創出推進事業：424（0）百万円】

## 対策のポイント

農業機械の利用に伴うコストの大幅な縮減を実現するレンタルビジネスの確立に向けた取組を支援します。

（農業機械の利用を巡る状況）

- ・ 年間を通じ、農業機械が利用される期間は短いものの、農業者は専ら機械を取得（所有）して利用しており、機械への投資が負担になっています
- ・ 農業生産資材等の価格が高騰するなど農業を巡る情勢が厳しさを増す中で、生産コストの縮減に対する支援の必要性が高まっています

## 政策目標

食料供給コストを「5年で2割縮減」

### <内容>

#### 1. 全国推進事業

農業機械のレンタルサービス（農業者は機械を持たなくとも必要時に機械を借りて利用することが可能）のビジネスとしての基礎的な条件を整備するため、

- ①農業機械のレンタルサービスに関するガイドライン（標準的なレンタル料金の算定方法、レンタル中の故障・事故への対応等）の策定
- ②農業機械レンタルのコスト縮減効果、取組事例等の情報収集・提供
- ③レンタル用機械の更新をはじめ、現場で高性能な機械等への転換を円滑に進めるために必要な情報である中古農機の平均価格を調査する方法の確立などに支援します。

#### 2. ニュービジネス創出支援事業

農業機械のレンタルビジネスのモデルを確立するため、

- ①高性能な農業機械や広域での農業機械のレンタルサービスを展開する計画を策定した事業者（農外からの参入も可）によるレンタル用機械の整備
- ②レンタルの事業者やその対象地域の生産者団体等による農業者への意向調査、レンタルを導入する農業者の余剰機械の処分、機械の操作に係る研修の実施などに支援します。

農業支援ニュービジネス創出推進事業 424（0）百万円  
補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：民間団体等

[担当課：生産局技術普及課（03-6744-2107（直））]

# 農業機械レンタルサービスの展開による生産コストの縮減

農業機械の利用に伴うコストの大幅な縮減を実現するレンタルビジネスの確立に向けた取組を支援

## 農業機械ビジネスの現状

- ◇ 従来から販売がビジネスの中心
- ◇ レンタルは、ビジネスとして十分に確立していない

### レンタルビジネスが未確立の要因

- ◇ 農業者にレンタルの存在やメリットが十分に認知されていない
- ◇ サービスの提供側では魅力が薄い
  - ① 農家の利用希望日が重なり、稼働日数が十分に確保できない可能性
  - ② 中古機の価格形成（市場）の実態が不透明なため、レンタル機の売却（更新）を反映した料金設定が難しい（農家には割高な料金となる可能性）

## 生産現場の課題・ニーズ

- ◇ 生産資材価格の高騰など、農業情勢が厳しさを増す中で、担い手においては、規模拡大の過程や革新的な機械の導入に際し、取得以外の選択肢の必要性が高まっている
- ◇ 生産者団体等では、コスト低減の有効な手段として、農業機械のレンタルに注目

農業機械レンタルビジネスの確立を図る取組を推進

## ビジネスとしての基礎的な条件整備

- ・ レンタルサービスに関するガイドラインの策定
- ・ レンタルのコスト縮減効果や事例等の調査・情報提供
- ・ 中古農機の平均価格（相場）の調査方法の確立

連携

## ビジネスモデルの確立

【特定の地域（例：〇〇県内）で実施】

農業者への意向調査

レンタルサービスの展開計画の策定

高性能な機械のレンタル



（例：高精度の水稲直播機）

作期の異なる産地をカバーした広域的なレンタル



（例：野菜用の移植機）

生産者団体・協議会等

民間事業者（農業・農外からの参入）

レンタル用機械の整備（取得又はリース）

余剰機械の処分

機械操作の研修

レンタルの実施

ソフト・ハード一体的な取組を支援

農業支援ニュービジネス創出推進事業（新規）